

利用可能な主な市の行政サービス

(令和7年4月現在)

【宣誓書受領証等の提示により利用可能なサービス】

No.	制度・サービス名	制度内容・注意点	担当部署
1	住民票の続柄の記載	同一世帯の場合、パートナーシップを宣誓した方の続柄を「縁故者」と記載することが可能。	市民課 (0197-34-2912)
2	市営住宅の入居	市営住宅への入居が可能。	都市計画課 (0197-34-1665)

※制度・サービスに所定の要件があります。詳しくは事前に担当部署にお尋ねください。

【宣誓をしなくても利用可能なサービス】

(委任状があれば提供できるサービス、同一世帯であれば提供できるサービスを含む)

No.	制度・サービス名	制度内容・注意点	担当部署 問い合わせ先
1	奥州市移住支援補助金	同一世帯に属する場合は、「世帯」として申請が可能。	未来羅針盤課 (0197-34-2116)
2	納税相談	本人と同一世帯のパートナーは委任状不要で、相談が可能。 (納税通知書等の持参が必要)	納税課 (0197-34-2228)
3	税証明の交付	本人と同一世帯のパートナーは委任状不要で、各種証明書の申請、受領が可能。	納税課 (0197-34-2227)
4	軽自動車税(種別割)の申告手続	申告兼標識交付申請(原動機付自転車・小型特殊自動車) 廃車申告兼標識返納(原動機付自転車小型特殊自動車) ※個別の条件を満たす必要あり	税務課 (0197-34-2374)
5	身体に障害のある人などの軽自動車税(種別割)の減免	身体障害者等またはその生計同一者が所有する軽自動車の軽自動車税(種別割)を、要件に該当する場合は、申請により減免する。 (申請における委任状などは必要なし)	税務課 (0197-34-2374)
6	住民票の交付	本人と同一世帯のパートナーは委任状不要で、申請、受領が可能。	市民課 (0197-34-2912)
7	り災証明書の申請 (火災以外の自然災害)	被災住家の所有者、世帯主又は同一世帯親族以外の申請の場合は、委任状によりどなたでも申請が可能。	危機管理課 (0197-34-2236)

No.	制度・サービス名	制度内容・注意点	担当部署 問い合わせ先
8	り災証明書の申請 (火災に起因するもの)	り災証明書の申請、受領が可能。 (り災者からの委任又は委任状が必要)	奥州金ヶ崎消防事務組 合消防本部 (0197-24-7211)
9	要介護認定の申請	同一世帯の場合、家族による申請と同様に要介護の認定申請が可能。	長寿社会課 (0197-34-2198)
10	DV相談	パートナーからの暴力の相談が可能。	こども家庭課 (0197-34-1585)
11	公立教育・保育施設への送迎	事前に園に連絡しておけば、通常の送迎ではない人(家族、親戚、友人等)が送迎可能。	保育こども園課 (0197-34-1634)
12	母子健康手帳の交付	妊婦本人が来庁できない場合、パートナーは配偶者等と同様に代理申請が可能。	健康増進課 (0197-34-2171)
13	産前教室の参加	パートナー又はその親として教室に参加が可能。	健康増進課 (0197-34-2904)
14	パパママ教室等各種教室の参加	パートナー又はその親として教室に参加が可能。	健康増進課 (0197-34-2904)
15	救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗が可能。(パートナーでなくとも、状況がわかる人であれば同乗可)	奥州金ヶ崎消防事務組 合消防本部 (0197-24-7211)
16	救急搬送証明書の申請	救急搬送証明書の申請、受領が可能。 (委任状が必要)	奥州金ヶ崎消防事務組 合消防本部 (0197-24-7211)
17	(市立医療施設) 患者への面会	市立病院・診療所における面会を認める。	医療局経営管理課 (0197-25-3833)
18	(市立医療施設) 患者の病状説明	入院患者の病状確認・説明を受けることができる。	医療局経営管理課 (0197-25-3833)
19	(市立医療施設) 緊急連絡先の指定	緊急時の連絡先として指定できる。	医療局経営管理課 (0197-25-3833)

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載のないサービスについても、状況によりご利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。